

(単位円) 高等学校用

大きさ	発行部数		80万部以上 85万部未満	85万部以上 90万部未満	90万部以上 95万部未満	95万部以上 100万部未 満	100万部以上														
	国内	国外					4万部以上 5万部未満	5万部以上 6万部未満	6万部以上 7万部未満	7万部以上 8万部未満	8万部以上 9万部未満	9万部以上 10万部未 満	10万部以上 15万部未 満	15万部以上 20万部未 満	20万部以上 25万部未 満	25万部以上 30万部未 満	30万部以上 35万部未 満	35万部以上 40万部未 満			
1/4ページ 以内	国内	1,100	1,600	2,100	2,600	3,100	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	6,500	7,000	7,500	8,000	8,500	9,000	9,500	10,000	
	国外	1,100	1,600	2,100	2,600	3,100	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	6,500	7,000	7,500	8,000	8,500	9,000	9,500	10,000	
1/2ページ 以内	国内	1,985	2,835	3,675	4,515	5,355	6,195	7,035	7,875	8,715	9,555	10,395	11,235	12,075	12,915	13,755	14,595	15,435	16,275	17,115	
	国外	1,985	2,835	3,675	4,515	5,355	6,195	7,035	7,875	8,715	9,555	10,395	11,235	12,075	12,915	13,755	14,595	15,435	16,275	17,115	
1ページ 以内	国内	3,800	5,400	7,000	8,600	10,200	11,800	13,400	15,000	16,600	18,200	19,800	21,400	23,000	24,600	26,200	27,800	29,400	31,000	32,600	34,200
	国外	3,800	5,400	7,000	8,600	10,200	11,800	13,400	15,000	16,600	18,200	19,800	21,400	23,000	24,600	26,200	27,800	29,400	31,000	32,600	34,200
1/4ページ 以内	国内	5,250	5,775	7,455	10,395	13,440	16,380	19,425	22,365	25,310	28,255	31,200	34,145	37,090	40,035	42,980	45,925	48,870	51,815	54,760	57,705
	国外	5,250	5,775	7,455	10,395	13,440	16,380	19,425	22,365	25,310	28,255	31,200	34,145	37,090	40,035	42,980	45,925	48,870	51,815	54,760	57,705
1/2ページ 以内	国内	8,300	9,100	11,800	16,500	21,300	26,000	30,800	35,500	40,200	44,900	49,600	54,300	59,000	63,700	68,400	73,100	77,800	82,500	87,200	91,900
	国外	8,300	9,100	11,800	16,500	21,300	26,000	30,800	35,500	40,200	44,900	49,600	54,300	59,000	63,700	68,400	73,100	77,800	82,500	87,200	91,900
1ページ 以内	国内	17,430	19,110	24,675	34,650	44,625	54,600	64,575	74,550	84,525	94,500	104,475	114,450	124,425	134,400	144,375	154,350	164,325	174,300	184,275	194,250
	国外	17,430	19,110	24,675	34,650	44,625	54,600	64,575	74,550	84,525	94,500	104,475	114,450	124,425	134,400	144,375	154,350	164,325	174,300	184,275	194,250
大きさ	国内	40万部以上 45万部未満	45万部以上 50万部未満	50万部以上 55万部未満	55万部以上 60万部未 満	60万部以上 65万部未 満	65万部以上 70万部未 満	70万部以上 75万部未 満	75万部以上 80万部未 満	80万部以上 85万部未 満	85万部以上 90万部未 満	90万部以上 95万部未 満	95万部以上 100万部未 満	100万部未 満	100万部未 満	100万部未 満	100万部未 満	100万部未 満	100万部未 満	100万部未 満	100万部未 満
	国外	40万部以上 45万部未満	45万部以上 50万部未満	50万部以上 55万部未満	55万部以上 60万部未 満	60万部以上 65万部未 満	65万部以上 70万部未 満	70万部以上 75万部未 満	75万部以上 80万部未 満	80万部以上 85万部未 満	85万部以上 90万部未 満	90万部以上 95万部未 満	95万部以上 100万部未 満	100万部未 満	100万部未 満	100万部未 満	100万部未 満	100万部未 満	100万部未 満	100万部未 満	100万部未 満

備考

1 「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

2 「1ページ大」とは、一の著作物を二分の一ページを超え、一ページ以内の大きさで掲載する場合をいい、「二分の一ページ大」とは、一の著作物を四分の一ページを超え、二分の一ページ以内の大きさで掲載する場合をいい、「四分の一ページ大以内」とは、一の著作物を四分の一ページ以内の大きさで掲載する場合をいう。

3 写真の著作物において美術の著作物が複製されている場合に当該写真の著作物を教科書等に掲載するときの補償金の額は、当該写真の著作物の著作権及び当該美術の著作物の著作権が共に存する場合に、当該写真の著作物及び当該美術の著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の百分の七十五に相当する額とする。

4 同一の著作物を教科用図書及び当該教科用図書に係る教師用指導書に併せて掲載する場合には、一の教科書等に掲載するものとみなし、その補償金の額は、それぞれの発行部数を合算した部数をその発行部数として、この表に掲げる額によるものとする。

5 その他の著作物

言語の著作物、音楽の著作物、発行された美術の著作物及び発行された写真の著作物以外の著作物を教科書等に掲載する場合の補償金の額は、通常の使用料の額に相当する額又は通常の使用料の額に相当する額の範囲内において当該著作物を教科書等に掲載する者及び当該著作物の著作権者が協議して定める額とする。

○厚生省告示第九十一号
要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号)第三条の規定に基づき、要介護認定等基準時間の推計の方法を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月二十四日
厚生大臣 丹羽 雄哉

要介護認定等基準時間の推計の方法
要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号)以下「省令」という。第三条に規定する厚生大臣の定める方法は、別表第一の調査票のうち基本調査の部分を用いた調査の結果(以下「調査結果」という)に基づき、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算定される時間を合算することとする。ただし、合算した時間が二十五分以上五十分未満である場合であつて別表第一の調査票のうち基本調査の部分の1-1から7までの項目において1以外の番号が選択された数(以下「選択回数」という)が三以下であるときは当該時間は二十五分未満とみなし、合算した時間が二十五分未満である場合又は合算した時間が二十五分未満とみなされた場合であり、かつ、第二号及び第四号に掲げる時間を合算した時間が十分以上である場合であつて選択回数が三以下であるときは当該時間は十分未満とみなし、合算した時間が二十五分未満(第二号及び第四号に掲げる時間を合算した時間が十分以上である場合を除く)である場合であつて選択回数が十以上であるときは当該時間は二十五分以上三十分未満とみなす。

- 一 省令第三条第一号に掲げる行為 別表第二の算定方法により算定される時間を合計した時間(一分未満の端数があるときは、これを一分に切り上げるものとする。)
- 二 省令第三条第二号に掲げる行為 別表第三の算定方法により算定される時間
- 三 省令第三条第三号に掲げる行為 別表第四の算定方法により算定される時間
- 四 省令第三条第四号に掲げる行為 別表第五の算定方法により算定される時間
- 五 省令第三条第五号に掲げる行為 別表第六及び別表第七の算定方法により算定される時間を合計した時間(一分未満の端数があるときは、これを一分に切り上げるものとする。)